

公立大学法人大分県立看護科学大学利益相反管理規程

平成21年10月1日
規程第 96号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）における利益相反等を審議するため、法人に設置する利益相反委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、法人の教職員等又は法人が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という法人における責任が衝突・相反している状況をいう。
- (2) 「責務相反」とは、法人の教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。
- (3) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 法人の教職員
 - ロ 大分県立看護科学大学に在籍する学生
 - ハ その他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者

(利益相反委員会の設置)

第3条 法人は利益相反、責務相反に関する事項を審議するため、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は次の事項を審議し、その結果を理事長に答申する。

- (1) 利益相反に関する事項
 - (2) 責務相反に関する事項
 - (3) その他利益相反等に関し必要な事項
- 2 委員会は、必要に応じ、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(委員会の構成等)

第5条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 研究科長
 - (3) 事務局長
 - (4) 委員長が指名する者 3人以内
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、学部長及び研究科長をもって充てる。
- 3 第1項第4号の委員は、委員長の指名に基づき理事長が任命する。
- 4 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、利益相反等の取扱いに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。